

下限面積（別段面積）の設定について

大井町農業委員会は、農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、別段面積を町内全ての区域において30aと設定していましたが、「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年7月1日23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することになりました。

このため、平成23年7月25日に開催された「第11回大井町農業委員会」において審議し、現行の町内全区域において30aの変更は行わないことといたしました。

（理由） 2010農林業センサスで、管内で30a未満の農地を耕作している農家数が全農家数の概ね4割であるため。